令和元年度　宮崎県歯科保健推進協議会　次第

日時　令和元年 12 月 20 日（金）
　　午後 1 時から午後 3 時まで
場所　県庁 7 号館 735 号室

1　開会

2　健康増進課長あいさつ

3　会長、副会長選出

4　議事

（1）県の歯科保健の現状及び令和元年度の歯科保健対策について

・宮崎県の歯科保健事業の実施状況について　（資料 1-1、1-2、1-3、参考 1、2）
　国の 8020 運動・口腔保健推進事業　等

（2）第２期宮崎県歯科保健推進計画の目標達成に向けて　（資料 2-1、2-2）

5　閉会

令和元年度 宮崎県歯科保健推進協議会 出席者名簿

委員

所　　属	職　　名	氏　　名	備考
宮崎県歯科医師会	専務理事	黒木　康夫	
宮崎県医師会	常任理事	荒木　早苗	
宮崎県薬剤師会	副会長	榎園　勝	代理） 事務局長 宮島一成
宮崎県歯科衛生士会	会長	下池　光	
宮崎県栄養士会	会長	甲斐　敬子	代理） 副会長　日髙知子
宮崎歯科福祉センター	担当理事	柿崎　陽介	
宮崎県市町村保健活動連絡協議会	理事	小城　恵	
公募委員	委員	清水 多恵子	

事務局

所　属　・　職　名	氏　　名
宮崎県福祉保健部健康増進課　課長	川越　正敏
〃　課長補佐（技術）	坂本　三智代
〃　主幹	森木　大輔
〃　母子・歯科保健担当　主幹	蛯原　夕起子
〃　〃　技師	満安　しほ
〃　〃　歯科衛生士	佐竹　あすか

宮崎県歯科保健推進協議会設置要綱

平成２３年９月１５日
福祉保健部健康増進課

（目的）
第１条　県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的として、宮崎県歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。
（１）県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関すること。
（２）宮崎県歯科保健推進計画に関すること。
（３）国の８０２０運動推進特別事業に関すること。
（４）その他歯・口腔の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

（組織）
第３条　協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）
第５条　協議会の委員の任期は、２年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
２　委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第６条　協議会は、福祉保健部長が招集する。
２　協議会の議長は、会長が務める。
３　会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（実務者会議）
第７条　協議会は、必要に応じて実務者会議を置くことができる。
２　実務者会議に関する必要な事項は、別に定める。

（庶務）
第８条　協議会及び実務者会議の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会及び実務者会議の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。
この要綱は、平成２７年３月１６日から施行する。
この要綱は、平成２９年１月３０日から施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

所属
宮崎県歯科医師会
宮崎県医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県歯科衛生士会
宮崎県栄養士会
宮崎歯科福祉センター
宮崎県市町村保健活動連絡協議会
公募委員
実務者会議代表

宮崎県歯科保健推進協議会委員名簿

所　　属	職　　名	氏　　名	備考
宮崎県歯科医師会	専務理事	黒木　康夫	会長
宮崎県医師会	常任理事	荒木 早苗	
宮崎県薬剤師会	副会長	榎園 勝	
宮崎県歯科衛生士会	会長	下池　光	副会長
宮崎県栄養士会	会長	甲斐　敬子	
宮崎歯科福祉センター	担当理事	柿崎　陽介	
宮崎県市町村保健活動連絡協議会	理事	小城　恵	
公募委員	委員	清水 多恵子	
実務者会議代表			実務者会議設置後就任依頼

任期　平成31(2019)年4月１日から2021年３月３１日まで